

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日
秋田県立横手支援学校

1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応をするために、次のような組織を常設する。また、必要に応じて外部専門家を活用する。

職員は、いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを自分たちだけで抱え込まずに、すべて本組織に報告・相談することで本組織を中核とし、指導方針を共通理解した上で、組織的、かつ、迅速に対応する。

〈いじめ防止対策委員会〉

校長、教頭、事務長、教育専門監、学部主事、生徒指導主事、地域支援部主任、保健主事、養護教諭、学年主任、学級担任、関係職員

2 学校におけるいじめの防止等における措置

(1) いじめの防止

いじめは全ての児童生徒に起きる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行う。

- ①全職員がいじめ問題の重大性を認識し、実態に目を向ける。
- ②未然防止の取組の年間計画を作成し、校内研修、教育相談等を充実させる。
- ③学校に児童生徒の悩みを受け入れる多様な場をつくる（日常的な触れ合い、個別面談、アンケート調査、等）。
- ④学校全体に正義をいきわたらせる（いじめ防止のポスター掲示、児童生徒による話し合い活動や「自分たちが守るルール」作り、等）。
- ⑤社会体験や生活体験、異学年交流の機会を計画的に実施し、主体性、友人関係、集団作り、社会性などの育成に努める。
- ⑥いきいきとした学級・ホームルーム、学校作りを推進する。
- ⑦分かる授業実践の積み重ねと、望ましい学習態度の育成を全職員で実践していく。
- ⑧教師による不適切な言動や認識がないようにする。
- ⑨家庭や地域との連携を強化する。

(2) 早期発見と早期対応

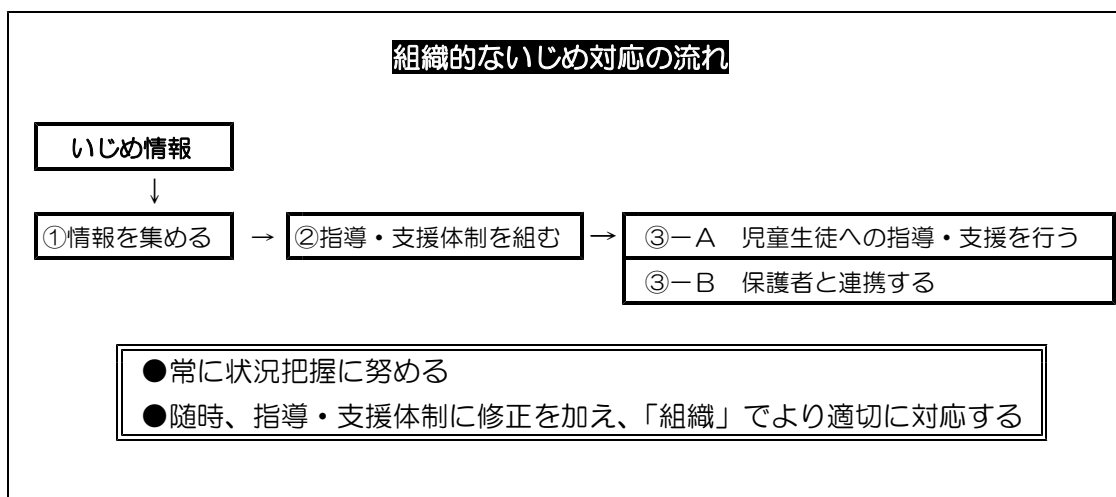
本人の訴え、教職員による発見（担任、養護教諭、事務職員など）、他からの情報提供（児童生徒、保護者、地域住民、関係機関など）のような「いじめ発見の3ルート」による多面的な情報を付き合わせて全体像を把握し的確な対応を行う。

早期発見の基本は、次の3点である。

- ①児童生徒のわずかな変化に気付くこと
- ②気付いた情報を確実に共有すること
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

気になる変化や、遊びやふざけのようにも見えるものでも気になる行為があった場合は、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

また、職員と保護者が共通のチェックシートを活用し、変化に気付いた場合は連携して対応していく。



(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、学級担任、生徒指導主事による事実確認を経て、速やかに学部主事、管理職に報告をする。必要に応じていじめ防止対策委員会（仮称）を招集し、対応する。委員会の方針に従い、保護者や外部関係機関との連携を図りながら対応していく。

被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題の解消まで組織が責任をもって対応していく。

また、児童生徒が自分の問題として捉えられるような教育活動（臨時集会、話し合い活動等）を設定し、再発防止に努める。

ネット上のいじめ対策としては、情報モラル教育を推進し、必要に応じて外部専門家の協力を得ながら対応していく。

3 重大事態への対処

重大事案が起きた場合は、国が示したフローチャートに従い、学校の設置者の指示によって対応していく。